

消費者ネットワーク

2017年9月8日

第243号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



第3回運営会議「消費者契約法の改正に向けて」を開催しました

消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的として制定された法律です。昨年の通常国会で法制定以来の改正が行われ、今年の6月に施行されました。

しかし、その検討の際に積み残された論点があり、内閣府消費者委員会「消費者契約法専門調査会」にて継続審議が行われていましたが、本年8月に報告書がとりまとめられました。

消費者委員会の答申書は、報告書の内容を踏まえつつも、検討の中でコンセンサスが得られなかった論点のうち3点について、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として付言されたものとなりました。

成年年齢引き下げを定める民法改正案が秋の臨時国会に出されるという動きもある中で、消費者契約法改正を実現することは消費者団体としての大きな課題です。現在、消費者庁では、報告書に基づきまとめた「消費者契約法の改正に関する規定案」に対し、パブリックコメントを9月15日（金）締切で募集しています。パブリックコメント募集に対し、一人でも多くの消費者及び消費者団体の皆さんが提出できるよう、志部淳之介さん（弁護士）より専門調査会報告書のポイントなどを解説いただきました。



もくじ

第3回運営会議 「消費者契約法の改正に向けて」を開催しました	1,2,3
「平成29年版 消費者白書」「地方消費者行政の充実・強化に向けた 今後の支援の在り方等に関する検討会」学習会を開催しました	4,5
SDGsについての学習会を開催しました	6,7
意見を提出しました	7
会員団体紹介	8
会員活動報告	9
世界の消費者情報	10,11
会員活動予定／理事会報告／編集後記	12

開催報告 第3回運営会議 「消費者契約法の改正に向けて」

【日 時】8月24日(木) 13:15～15:15

【会 場】主婦会館プラザエフ 5階会議室

【参加者】42名

【講 師】志部 淳之介さん

(弁護士、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」事務局長)



志部先生は京都で活躍されている、消費者問題に詳しい若手の弁護士です。まず「消費者契約法とは」「平成28年改正の概要」をお話いただいた後、今回の内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会の報告書のポイントを解説いただきました。

ここでは、報告書で「措置すべき内容を含む論点」とされた、以下の7点について解説させていただきました。

- ①不利益事実の不告知の主観的要件に「重大な過失」を追加(法第4条第2項)
- ②合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(消費者の不安を煽る告知、勧誘目的で新たに構築した関係の濫用)の追加(法第4条第3項)
- ③心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型(消費者の意思表示前に履行してしまう、など)の追加(法第4条第3項)
- ④「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を立証した場合には、「当該事業者」に生ずべき平均的な損害の額と推定される旨の規定を設ける(法第9条第1号)
- ⑤不当条項の類型(消費者の後見等の開始による解除権付与など)の追加(法第8条)
- ⑥条項使用者不利の原則に関しては、条項を定めるに当たり条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかにする(法第3条第1項)
- ⑦消費者に対する配慮に努める義務に関しては、消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で必要な情報を提供するように努めなければならない旨を明らかにする(法第3条第1項)

このうち、④は本来は事業者が立証責任を負うべき、消費者が立証する際は事業者が必要な算定根拠資料を提供すべきであり、⑥は本来は条項使用者不利の原則を明文化すべき、⑦は考慮すべき要因となる個別の消費者の事情に「当該消費者の年齢」も明記すべき、とコメントいただきました。また、報告書で「上記以外の論点」として挙げられている「勧誘」要件の在り方(法第4条第1項、第2項、第3項)については、ご自身が関わられたクロレラの最高裁判決(広告も「勧誘」に当たりうる)が出されたことにより、当面は個別事案における法の解釈・適用に委ねつつ、今後の課題として検討すべきと熱く語られました。

さらに今回は消費者委員会の答申の中に、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として付言された事項が3点あります。

1	約款の事前開示 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項(新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。)をあらかじめ認識できるよう努めるべきこと。
2	つけ込み型勧誘の取消権 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。
3	年齢への配慮 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。

これらの事項は、そもそもの諮問の背景が「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から」であったこと、また「消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ報告書」の中でこうした点が対策として求められたことなどから、専門調査会の中でも相当な議論が重ねられました。しかし専門調査会でコンセンサスに至らなかったことで、異例の答申への付言となりました。

最後に志部先生からは、法改正につなげるため、一つでも多くの消費者団体、一人でも多くの消費者の皆さんにパブリックコメント出していただきたいとお話がありました。法改正が確実に成されるよう、今回消費者庁から出された「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」に関してはすべて賛成した上で、上記３点などの落ちてしまった部分に関して意見の提出をお願いします。個々の項目についての意見提出が難しい場合は、「つけ込み型勧誘の取消権」についてだけでもパブリックコメントの提出ができるようにと、志部先生が分かりやすい事例とパブコメひな型を提供してくださいました（ぜひご活用ください!）。

知識・経験・判断力不足につけ込む勧誘

ひとり暮らしで、認知症の疑いがある高齢者の A さんが、契約の内容を理解していないことにつけ込んで、必要もないのに、高額な宝石、布団、かばん、健康食品などを次々と契約をさせられた。



後日、家族が見慣れない宝石や布団に気付いて、A さんに事情を尋ねたが、ほとんど覚えていなかった。A さんは、老後の生活のために貯めていたお金 2000 万円をすべて使ってしまった。

今回の改正提案では、このような事例で A さんを救うのは困難です

高齢者、若者の判断力低下につけ込んで契約させた場合に取消しできるという規定をつくるべきです!!

<パブコメひな型>

【意見の対象】

「その他」に対する意見

【意見の内容】

今回の規定案は全て実現すべきです（全ての規定案に賛成です。）。

これに加えて、高齢者、若者の判断力低下や不足を利用し、これにつけ込んで契約させた場合に取消しできるという規定を今回の改正でぜひつくる必要があります。

【意見の理由】

今後増えてくる、判断力の低下した高齢者や判断力不足の若者を狙った消費者被害を救うため。

消費者契約法の見直しに関する意見募集については以下からアクセスしてください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=235030029&Mode=0>

提出の締め切りは 9 月 15 日（金）です。

全国消団連でも 9 月 1 日にパブリックコメントを提出しました。提出した意見はホームページ等に掲載していますのでご参考にしていただき、ぜひ皆さんも提出をお願いいたします。

<http://www.shodanren.gr.jp/database/375.htm>

「平成 29 年版 消費者白書」 「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方等に関する検討会」学習会を開催しました

【日時】8月9日(水) 18:00～20:00 【会場】主婦会館プラザエフ 5 階会議室 【参加者】28 名

開催趣旨

消費者庁において平成 29 年版「消費者白書」がまとめられました。今回は白書を取りまとめられた消費者調査課長・澤井景子さんにポイントを報告していただきました。

また、消費者に身近な地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方については、本年 2 月に消費者庁に検討会が設けられ、検討が重ねられてきましたが、7 月に報告書がまとめられました。このポイントについて、消費者教育・地方協力課長の金子浩之さんより報告していただきました。

概要 (事務局による要約)

「平成 29 年版 消費者白書」について 消費者庁消費者調査課長 澤井景子さん

- 消費者白書は、消費者政策の実施状況と、消費者事故等に関する情報の集約と分析をまとめた報告書です。また、平成 28 年の重点課題として、「若者の消費」を特集テーマに組みました。
- 消費生活相談件数は 88,7 万件（平成 27 年 95,5 万件）で前年比では若干下がっていますが、依然として高い水準で推移しています。
販売購入形態別では「インターネット通販」の相談件数の割合が拡大しています。被害事例では「お試し商品のダイエットサプリメントが『初回 500 円』との宣伝があり、条件として『4 回以上の購入』との記載が小さく書かれていても気づかず、2 回目の商品が届き、販売元に電話をしてもつながらず、次が届いてしまう」などの相談もあります。
「アダルト情報サイト」の相談は性別、年齢を問わず多く、年度で比較すると若年で若干減り、高齢者で増えています。若者はスマートフォンにも使い慣れ、対処が多少なりともわかっているのではないかと思います。
また『トラブルに遭った人が、解決しようと検索をして紛らわしい名称の探偵業者にアクセスし相談して、高額請求され、元のトラブルの解決にはつながらない』などの二次被害も増えています。
- トラブルに遭った際の相談や申出をした人は約半数で、「友人、家族に相談」は年齢層が低いほど高く、「販売店や製造元に申し出る」は年齢層の高いほど高くなっています。
また、トラブルを回避する情報は「テレビ」が全年齢層で高く、10 歳代後半から 30 歳代までで「インターネット」が最も高いです。
- 消費者事故のうち、重大事故（死亡事故や 30 日以上入院など）の約 8 割が「火災」です。最近の特徴としてスマートフォンからの出火が火災につながった事例などもあります。
また有害植物の食中毒として「ニラとスイセン（有毒）」「ギョウジャニンニクとイヌサフラン（有毒）」の違いについて注意喚起を出していますが、複数の被害が出ています。
- 子どもの事故の半数は家庭で起きています。歯磨き中の喉突き事故が多く、安全対策を取られた商品（曲がる歯ブラシなど）もあります。またブラインドのひもによる事故は世界的に起こり、経済協力開発機構（OECD）でも注意喚起を実施しました。
保護者と子どもに向けた周知・啓発のため、今年から 5 月第 4 週を「子どもの事故防止週間」として取り組んでいます。
- 若者の消費行動は、スマートフォンと生活していることが大きく影響しています。若者の消費は慎重です。減少しているのは男性で「交通・通信費」「食料費」、女性は「被服及び履物費」「食料費」です。でも買い物が嫌いというわけではないです。
スマートフォン利用は 1 日 3 時間以上が 7 割、7 時間以上が 2 割。消費もインターネットから行っていることが多くあります。特に女性は SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に情報発信しています。写真を投稿するための行動として消費をしている面もあるのが特徴です。
若者の消費者トラブルの相談件数は 2012 年以降ほぼ横ばいで、SNS をきっかけにしたものが増加傾向で、近年は会ったことがない人からの勧誘でトラブルとなるケースもあります。
- 消費者政策の実施状況として、「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」が行われています。
「消費者志向経営」とは、事業者が消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手をして、消費者の信頼を獲



得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして、公表します。現在 52 社が宣言しています。

- 消費者ホットライン「188」は 2015 年 7 月から開始しましたが、周知は 3.3%にすぎず、今後の課題になっています。

「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方等に関する検討会」報告書より 消費者庁消費者教育・地方協力課長 金子浩之さん

- 「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況と地方消費者行政推進交付金

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況のうち、相談体制に関しては、相談窓口未設置の自治体は解消されましたが、消費生活センターの設立は小さな市町村（人口 5 万人未満の市町村）で遅れています。

「消費者安全確保地域協議会」設置自治体数は、7 月末時点で 30 市町です。

こうした取り組みを後押しするために、地方消費者行政推進交付金を措置してきました。制度のポイントは、事業として消費者行政に関連するものであれば、地域の実情に応じて使ってもらえる点です。支出限度額は総額の 1/2 までで、残りは自前の財源で補うことになっています（ただし、先駆的プログラムに取り組む場合は、通常ルール（1/2 以上）の対象外）。この交付金は平成 29 年度までに立ち上げた事業に対してですが、活用期間に沿って最大 11 年間の活用が可能になります。

今回、平成 30 年度以降の支援のあり方について検討会を開催してきました。

- 今後の対応の方向性

報告書では、地方消費者行政の現状と課題、基本的な考え方を整理したうえで、以下の通り今後の対応の方向性をまとめました。

〈体制整備の一層の推進に向けた財源の確保〉

- 地方消費者行政推進交付金の活用と、地方の財源確保による地方消費者行政体制の維持・充実。

〈新たな地方消費者行政の展開に向けた国の支援〉

- 社会情勢の変化（高齢化、情報化、国際化、成年年齢引下げ等）によって生ずる消費者問題に対応するため、国が取り組むべき新たな政策課題を提示し、地方公共団体の取組を支援。
- SDGs（持続可能な開発目標）に対応した取組（倫理的消費、消費者志向経営、食品ロス削減の推進等）などの新たな消費者行政の展開に向けて、積極的に取り組む意欲のある地方公共団体を支援。

- 消費者庁としての対応

検討会報告書をもとに、地方消費者行政推進交付金の後継交付金の確保に向け、財政当局と折衝していきます。消費者庁としては財政的支援として、地方交付税措置も行っているため、自治体にはこれも活用いただき、自主財源の確保を進めていただくことを期待します。

参加者感想（抜粋）

- 消費者白書の中の「若者の消費」については、とても興味深くおもしろい調査結果だと思いました。
- 消費者被害にあわないような啓発が広まっていくことが重要かと思いました。相談センターが増えても活用されないと意味がない。「188」は周知が必要。
- 国としての PR 不足を少し感じた。「188」の言葉を初めて聞いた。
- トラブルや問題への対応だけではなく（それはもちろん）、ふだんの生活、ふだんのくらしをベースにした地方消費者行政を展開してほしいです。
- 交付金についてはどんなかたちにしろ、息の長い支援を続けてほしいと思います。

～消費者被害の DVD を貸し出ししています！～

全国消団連では大学生協連に協力していただき、学びのツールとして消費者被害防止のための DVD を作成しました（この取り組みは、「消費者白書」でも紹介されました）。「執拗な勧誘トラブル」「つけ込み型勧誘トラブル」事例について、寸劇をアニメーション仕立てにしたものです。（上映時間は約 15 分）

各団体の学習会などに是非ご活用ください。

※貸出希望の方は全国消団連事務局までご連絡ください。



SDGs（持続可能な開発目標）についての学習会を開催しました

日時：2017年8月18日（金）14：00～16：00 会場：主婦会館プラザエフ5階会議室 参加者：30名
講師：古谷 由紀子さん（サステナビリティ消費者会議代表）、
板谷 伸彦さん（日本生活協同組合連合会）

開催趣旨

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた2016年から2030年までに取り組む17項目の国際目標です。この学習会では、SDGs（持続可能な開発目標）の概要を学び、消費者・消費者団体にどんなことができるか考えあいました。

概要（事務局による要約）

話題提供「身近な生活から持続可能な消費を考えよう―消費者被害・労働問題・環境問題など―」（古谷由紀子さん）

- 持続可能な開発を達成するためには経済成長、社会的包摂、環境保護という3つの主要素の調和が必要。しかし消費者自身の問題（消費者被害など）は、持続可能性とかけ離れたところで論じられているのが現状です。
- 消費者は目標12（持続可能な生産と消費）において、「持続可能な消費」「エシカル消費」という未来のための消費を意識することが期待されます。
- 国では2016年以後SDGsやエシカル消費に関する会議が設置され、その一部では消費者団体も参加しています。
- 民間では、企業におけるSDGsを含むCSRの取り組みや、市民団体のネットワーク組織による問題提起などの活動が急速に進んでいます。
- 消費者は市場において生産に影響を及ぼす側面と、生産から影響を受ける側面の二つの側面があり、それらを分断するのではなく、持続可能な社会の構築のために、安全などの消費者の利益の確保と消費者が市場に影響を及ぼすことを可能にする取り組みの両者が欠かせません。
- 消費者団体としては、消費者視点からの企業の活動への注視・問題提起、事業者・投資家・NPO/NGOなどとの情報共有と課題解決への連携、消費者への情報発信などの取り組みが考えられます。



話題提供「SDGsと生協～お買い物を通じた未来への参画～」（板谷 伸彦さん）

- SDGsの17目標は現代の人々のニーズと願いを映しており、生協の目標とも重なります。
- 事業組織であり市民組織でもあるという生協のユニークさは、目標12（持続可能な生産と消費）の同時達成に役立てることができそうです。消費者（組合員）の「自分ごと意識」を起点として、事業組織で受け止めて多くの消費者が選択できる状況を作り出していくのです。
- SDG Compass（SDGsの企業行動指針）に示されるように、企業が具体的な目標を検討・策定していく際には「バックカスティング（将来の在るべき姿を想定し、未来から現在を振り返って考える）」の考え方をを用いることが有効です。
- 消費者政策において「保護の対象」から「市場において公正かつ持続可能な社会の形成に参画するプレイヤー」になることが期待されているように、消費者はSDGsの主役と言えます。
- 消費者が倫理的（エシカル）な消費行動を強めることで、事業者や社会の変革を後押しができます。特に消費者による「商品やサービスの開発・参加」は生協ならではの倫理的消費の類型といえます。



ワークショップ「消費者セクターとしてのSDGsへの関わり方を考えよう」（ファシリテーター 板谷伸彦さん）

ワークショップでは6グループに分かれ、2つのテーマについて考え、意見交換しました。

1：話を聞いて頭に残ったキーワードは？（一部抜粋）

- よりよい未来を迎えるための行動（計画）
- 誰一人取り残さない（SDGsの理念）
- 消費者の選択が経済・環境・社会を変える
- 自分ごと意識
- 情報を知った消費者には伝える責任がある

2：これからの私（又は団体）の取り組みとして重要だと思ったこと（一部抜粋）

- ・知ること、それを具体的にわかりやすく発信すること
- ・SDGs の考え方を理解して選択・消費行動につなげること
- ・「自分ごと意識」を持つ人を増やす活動～消費者教育、情報提供～
- ・消費者にとっての持続可能な社会の問題を発信。消費者の安全、被害救済など
- ・事業者としてずっと正直・誠実であり続けること。消費者団体として「エシカル」を多くの人に広げていくこと
- ・具体的な生活の中の行動を SDGs の目標とのつながりを明示する
- ・購入することによってその企業を「応援」している意識を持つ → 広める
- ・企業等ステークホルダーとの連携をはかっていく

参加者アンケートでは「フェアトレードなど自分の持つ知識が SDGs に関連していると知ることができた」「他セクターの団体との連携も考えていきたい」や、「今後のプレイクダウンはとても難しいと思う」との意見もありました。

意見を提出しました

『「電気事業法施行規則」等の一部改正に関する意見』を提出しました（8月25日）

（提出先：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力産業・市場室パブリックコメント担当）

経済産業省資源エネルギー庁では、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめの内容を具体化する「電気事業法施行規則」等の一部改正にあたり、意見募集を行いました。

全国消団連ではこれまで原発の事故処理・賠償費用、廃炉費用の託送料金への上乗せに反対しており、標記の件に対しても、これまでに提出した意見をベースに8月25日意見を提出しました。

【意見概要】

1. 原子力事業者が従来確保してこなかった賠償への備え（賠償負担金）について、託送料金に上乗せして回収する制度変更に反対します。
2. 特定原子力発電事業者の廃炉費用を託送料金の仕組みを利用して回収できるようにする制度変更に反対します。
3. 施行規則改正による制度変更に反対します。

（全文は <http://www.shodanren.gr.jp/database/373.htm>）

特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～に対する意見を提出しました（8月25日）

（提出先：特定複合観光施設区域整備推進本部事務局）

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）は2016年12月に成立しましたが、青少年の健全育成やギャンブル依存症対策の措置などについては、本年4月以降、有識者会議である「特定複合観光施設区域整備推進会議」で検討が進められ、取りまとめ（『特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～』）について意見募集が行われました。

全国消団連では、今回のカジノ解禁推進法は刑法が禁じる賭博場・カジノを合法化する内容を含んでおり、多重債務問題の再燃やギャンブル依存症の拡大につながりかねないと考え、意見を提出しました。

【意見概要】

1. 多重債務問題の再燃やギャンブル依存症の拡大につながりかねないことから、カジノを解禁することに反対します。
- （全文は <http://www.shodanren.gr.jp/database/374.htm>）

会員団体紹介

一般財団法人 日本消費者協会

日本消費者協会は、消費者教育事業を中心に活動していますが、消費者相談室も設置しています。

会の最新の活動「医療機関等のウェブサイトの広告等の監視パトロール」をご紹介します。

医療機関のウェブサイトにうそや誇大な表示があることが指摘されています。

「医療広告ガイドライン」や「医療機関ホームページガイドライン」に違反している表示のネットパトロールを始めました。また、ネットと電話で情報提供も受けています。

違反があると評価された事業者に対して注意を促し、改善されない場合は都道府県等に情報提供します。医療機関等のウェブサイトを適正化し、安心して安全な医療機関を見つけ出せるようにするのが目的です。

虚偽や誇大と思われる広告をウェブ上で見つけたり、被害に遭った人がまわりにいた場合はぜひ通報してください。メールと電話で受け付けています。



医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ
「医療機関ネットパトロール」

<http://iryoukoukoku-patroll.com>

専用電話番号は 03-3293-9225（月～金 10：00～16：00）

福島県消費者ネットワーク

私たちは、生活者の行動を通して、公正な市場、社会的価値の創出、心の豊かさを実現する社会「消費者市民社会」の確立と消費者の権利の確立と暮らしを守り、地方における消費者行政の充実強化をめざし、福島県内の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進することを目的とするため、「福島県消費者ネットワーク」を設立しました。

消費者力講座等に取り組んでいます。2016年度は、「子どもの貧困問題について考える学習会」を開催しました。

長野県消費者団体連絡協議会

長野県消費者団体連絡協議会は1960年に結成され、現在、代表的な県民的消費者団体として12団体（連合長野、県連合婦人会、県労福協、県生協連、新婦人、アイ女性会議、農民団体会議、部落解放同盟、県労組会議、県勤労協、県労連、コープながの）の構成で活動をすすめています。

1. 県消団連は、消費者のくらしと健康、権利を守るため生活の各分野における幅広い諸団体が相互に連絡を保ち、連帯を強めて長野県の消費者運動を発展させることを目的としています。

2. 主として次の事項について、情報交流・学習・視察研修・その他必要とする共同行動を行っています。

消費者の権利に関わる事項／食の安全ならびに有害・欠陥商品に関する事項／環境に関する事項／福祉・社会保障に関する事項／税金・物価に関する事項／消費者行政に関する事項／その他、消費生活に関わる重要問題

愛知県消費者団体連絡会

平和な日本で、安心して食べること、子供たちの健やかな成長、安心して働き続けること、安心して老いることができることなど「安心」できる社会は私たちの要求です。「安心」できる社会をめざして、平和や環境問題から税・社会保障問題とくらしに関わる問題をテーマに学び、考え、行動、そして交流し、関係するところに要望を出しています。

日本国憲法がめざす社会、憲法をくらしに生かそうととりくみをすすめています。

愛媛県消費者団体連絡協議会

1980年に設立され、くらしと健康を守るために、愛媛県内の消費者団体等の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進することを目的とし、一致した課題での共同行動を促進します。

また、消費生活に関連する諸課題や制度及び消費者運動のすすめ方等についての連絡活動と資料の交換及び調査研究を行うことを目的としています。

会員団体からの活動報告

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の活動を紹介します

消費者志向 NACS 会議を開催しました

NACS では、8月24日(木)に消費者志向 NACS 会議を開催しました。本会議は、事業者の消費者志向経営に対する理解を深め、事業活動の中で実践するための啓発活動として、NACS 消費者志向推進委員会が毎年開催している講演会です。

今回は「SDGs(持続可能な開発目標)」をテーマに、消費者庁福岡審査議官の講演「SDGsと消費者志向自主宣言について」に続き、消費者志向経営に真摯に取り組んでいる企業の事例紹介として石坂産業(株)石坂知子専務取締役の講演、さらに、消費者側からサステナビリティ消費者会議代表で NACS 会員の古谷由紀子氏による講演が行われました。NACS は、今後も消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)の構成員として、このような講演会等を開催することで消費者志向経営を推進してまいります。

日本生活協同組合連合会の活動を紹介します

2017 ピースアクション in ヒロシマ・ナガサキを開催しました

日本生協連は、広島県生協連と共催で8/4～8/6に「2017 ピースアクション in ヒロシマ」を、長崎県生協連と共催で8/7～8/8に「2017 ピースアクション in ナガサキ」を開催しました。全国から延べ3,610人が参加しました(ヒロシマ:2,550人、ナガサキ:1,060人)。

ピースアクションでは原爆遺構や慰霊碑を巡るフィールドワークや被爆者から直接被爆体験を聴くなどの分科会を実施しました。また、全国の生協組合員・役職員が一同に集まり、平和について学び・知り・交流する「虹のひろば」を開催し、被爆の実相や県内の高校生の取り組み紹介、県内や全国の生協が行っている平和活動について交流しました。

未来を担う子どもたちが、平和について考える・交流する「子ども平和会議」を、ヒロシマでは3回目、ナガサキでは初めて実施しました。全国の子どもたちが、事前に地元で学んできた被爆・戦争体験談をもとに「世界から争いをなくすためには」をテーマに話し合い、平和へのアピール文をまとめ、虹のひろばで発表しました。

日本生協連と全国の生協は、「ピースアクション」などの平和の取り組みを通じて、核兵器の廃絶と、平和な社会の実現を目指します。



▶ 2017 ピースアクション in ヒロシマ http://jccu.coop/info/announcement/2017/20170817_01.html

▶ 2017 ピースアクション in ナガサキ http://jccu.coop/info/announcement/2017/20170818_01.html

オーストラリアの消費者団体 「CHOICE」を訪問しました **その2**

NPO法人親子消費者教育サポートセンター 加藤絵美さんが、単位価格表示のISOワーキンググループに出席するため、2017年6月末にオーストラリア・シドニーを訪問しました。その際に、現地の消費者団体「CHOICE」と意見交換を行ない、John Ashes氏 (Team leader, Support Service) と Ben McMullin氏 (Digital Campaigns Advisor) がCHOICEを案内していただきました。8月号に続き、その様子をご紹介します。

【CHOICE について】

CHOICE は 1959 年に設立されたオーストラリアの消費者団体です。この団体は独立・公正であることをかけ、非党派（政治的に独立している）です。スタッフは総勢 140 名、また、設立翌年から発行の消費者向け雑誌「CHOICE」は 16 万人のメンバー（読者）がいる、大きな団体です。

CHOICE の最も大きな活動の一つに、商品テストがあります。商品テスト室は、事前申し込みをすれば一般に公開されています。

【洗剤用洗剤の試験】

洗剤用洗剤の試験は外部試験機関に委託しています。写真は、これから試験に回す製品群です。この後、それぞれの洗剤を特殊な容器に移し、メーカーや製品名がわからないようにして委託先に送ります。この試験は、CHOICE 内部で実施すると、1 品あたり 300 ドルの経費がかかりますが、外部試験機関で実施すると 1 品あたり 30 ドルで済むそうです。経費節減の取組みの一つだとスタッフが説明していました。



【草刈り機の試験】

オーストラリアのシドニーは南半球ですので日本とは季節が逆になります。芝生が生える時期には草刈り機の試験結果を発表しますが、芝生が生えてから試験をするのでは遅いため、北部のケアンズまで製品を持って行き、試験を行なっています。ケアンズは年間を通して温暖なリゾート地で、芝生がいつも生えています。

【洗濯機・冷蔵庫・テレビの試験結果】

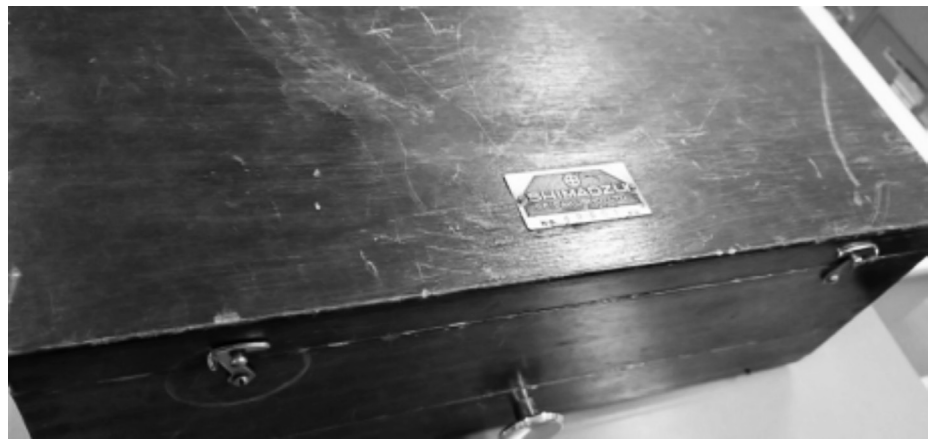
CHOICE が発表する商品テストで非常に人気があるのは、洗濯機、冷蔵庫、テレビだそうです。これらの試験結果を心待ちにしている消費者から、「まだか?」と問い合わせもきます。オーストラリアでは、対象となる電化製品には、写真のようなラベルを付けることが義務づけられています。写真内の上段ラベルは電力消費を、下段ラベルは水の消費を、それぞれ星 6 個でレーティングしています。消費者はこのラベルを見ながらよりエネルギーコストが安い製品を選ぶことができ、家計費の節約に役立っています。この制度が始まった当初は、多くの製品に不正表示がありましたが、CHOICE がその不正を暴いてきました。今では、製品を発売する前に、企業からの依頼でレーティングが正しいかどうかのテストの依頼があります。試験室には多くの企業からの依頼品が、テストの順番を待っていました。



洗濯機に貼り付けられる消費電力のラベル（義務）
と試験を待つ洗濯機

【試験機器の専門家】

正確な試験結果を導くためには、試験機器の整備・調整は欠かせません。左下の写真は、CHOICE で使われる試験機器を選定したり、メンテナンスをする専門スタッフです。彼は「日本から取り寄せた試験機器を昔から使っているが、日本製は最高なんだよ! 品質が他とは比べものにならないよ!」と言っていました。確かに、日本製の試験機器が数多く並べられていました。右下の写真は、島津製作所から取り寄せた試験機器だそうです。



【まとめ】

CHOICE は消費者から信頼を得ているオーストラリア最大の消費者団体です。非営利団体ではあっても、収支にシビアな一事業主であることも実感しました。団体の存在意義と社会への影響力を示すために、CHOICE が行っているマーケティング活動、調査活動は想像以上に活発でした。スタッフは皆、自身の仕事に誇りをもっています。消費者保護の理念をもつ専門家集団として、貴重な人材を確保していることも推進力の要だと思います。ACCC (Australian Competition & Consumer Commission: 政府機関) も信頼を寄せ、消費者政策に関する意見を聴取する有効なパートナーとなっている背景を理解することができる訪問となりました。

(なお余談ですが、試験が終わった各製品は、CHOICE のスタッフが格安で買い取る制度があり、スタッフは皆それを心待ちにしているそうです。冷蔵庫やコーヒーメーカー、液晶テレビが大人気だそうです。こうした楽しみがあるのもモチベーションのアップにつながっているようです。)

会員団体の活動予定(9~11月)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行事・活動
岩手県消費者団体連絡協議会 (019-684-2225)	11月2日(木) 10:30~15:00	2017年岩手県消費者大会 全体会基調講演:「格差社会を変え、くらしやすい社会にするために ~私たちがしあわせになる経済政策とは?」 講師:金子勝さん(慶応義塾大学教授) 分科会:①食の問題②憲法問題③消費者問題④教育問題⑤社会保障 問題 会場:サンビル7階(盛岡市)
日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 (03-6434-1125)	9月30日(土) 13:30~16:30	GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) セミナー 場所: 全国婦人会館 2 階会議室(東京都) H P: http://nacs.or.jp
コンシューマーズ京都 (075-251-1001)	9月28日(木) 10月31日(火) 11月2日(木)	第48回京都消費者大会「食品ロスと『しまつのころ得』」 会場: ハートピア京都(京都市) 消費者力パワーアップセミナー「ライフプランにあった金融商品を選ぶ方法」 会場: 京都市消費生活総合センター研修室 消費者力パワーアップセミナー「セカンドライフの資金計画」 会場: 京都市消費生活総合センター研修室
全大阪消費者団体連絡会 (06-6941-3745)	10月21日(土) 14:00~16:00	ブランド米もあぶない! 一種子法廃止で私たちが失うもの ゲスト: 山田倫章さん(大阪府立農林水産総合研究所) 会場: 社会福祉指導センター 研修室 3(大阪市) 主催: ほんまにええの? TPP 大阪ネットワーク
主婦連合会 (03-3265-8121)	9月20日(水) 14:45~15:45 10月16日(月) 18:00~20:00	学習会「日常生活で使用されている PVC(塩化ビニール) 製品について」 講師: 木村智さん(塩ビ工業・環境協会広報部長)、笠原康生さん(日本ビニル工業会ストレッチフィルム部会環境委員長) 会場: 主婦連合会会議室(東京都) 上映会「0円キッチン」 会場: 主婦会館プラザエフ地下2階「クラルテ」(東京都)

一般社団法人 全国消費者団体連絡会 理事会報告

日 時: 2017年8月24日(木) 15:30~17:40 ブラザエフ 5F 会議室

出席者: 理事/20名中20名 監事/2名中2名

議 題:

(議決事項) ①新規加入承認の件(NPO 法人 Safe Kids Japan)

(協議事項) ①消費者政策に関する課題について②食に関する課題について③エネルギーに関する課題について④10月運営会議・12月運営会議企画について⑤全国消団連・消費者団体のあり方論議について⑥取り組みへの賛同依頼について

(報告事項) ①「消費者スマイル基金」について②各種取り組みについて③重点テーマの状況④事業別進捗状況報告⑤政府審議会等への対応報告⑥機関会議報告

編集後記

学生は夏休みの時期ということで、今年も全国消団連事務局に、インターンシップの大学生に来ていただいています(今年は明治学院大・お茶の水女子大から計5名)。

約2か月、会員団体の皆様にも受け入れご協力いただき、各種学習会への参加、会員団体の会議や事業者施設見学、国民生活センターや消費生活センター見学、消費者委員会傍聴、事務所作業などを経験してもらっています。「折角いろいろ経験をしてもらったのだから、最後にレポートの1つでもしてもらおう、どうせ社会に出たら日々いろいろなアウトプットを求められるのだからその予行演習だ」という親心?で、9月19日(火)14時~15時30分、四ツ谷主婦会館プラザエフ5F会議室にて「インターンシップ報告会」を開催します。

1人ずつ、インターン経験ももとの、自分の関心ある消費者問題のテーマについて任意にレポートしてもらいます(学生にとっては有難迷惑な親心だと思いますが...)。「人生の先輩」の皆様、是非ご参加ください!(小林)

発行: 一般社団法人全国消費者団体連絡会

消費者ネットワーク年間定期購読/3000円

住所: 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 ブラザエフ6F TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036

ホームページ: <http://www.shodanren.gr.jp> E-mail: webmaster@shodanren.gr.jp